

鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金交付要綱

鹿島市特産品開発支援事業費補助金交付要綱（平成21年訓令甲第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、本市におけるふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域の活性化を図るため、ふるさと納税返礼品の開発等に取り組む事業者に対して、鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、補助金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域資源 市内で生産された農林水産物のほか、自然、風土、歴史、文化その他地域の特性を有するものをいう。
- (2) 特産品 地域資源を活用して製造された商品であって、市の魅力の発信につながるものをいう。
- (3) ふるさと納税返礼品 平成31年総務省告示179号第5条に定めるふるさと納税に係る返礼品等の基準を満たすものをいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有し熱意を持って新しい特産品づくりに取り組む企業、団体及び個人
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 本事業により完成した商品を鹿島市ふるさと納税の返礼品として登録する見込みのある者
- (4) 補助対象経費を同一とする他の補助金等の交付を受けていない者

(補助対象事業等)

第3条の2 補助金の対象となる事業及び補助金の額は、補助事業者が行うふるさと納税返礼品の開発等に係る事業のうち別表第1のとおりとし、市長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助事業者に対し交付するものとする。

2 補助金の交付は同一事業者につき、1年度あたり50万円を上限とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象経費は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に消費税法(昭和25年法律第226号)の規定による消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助事業者は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実

質的に関与してはならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (4) 補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 規則第20条の規定により、市長に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助事業の内容変更)

第8条 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 別に定める軽微な変更を除き、補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 補助金の交付決定をする際に、市長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。

2 市長は、前項による申請があった場合にはその内容を審査し、適当と認める場合には必要に応じ条件を付し、補助事業者へ補助金変更承認の旨を通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その旨書面により市長に報告し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請の内容について審査及び必要に応じて行う調査等により適当と認める場合には、補助事業者へ事業の中止又は廃止承認の旨を

通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）後30日以内又は当該会計年度の3月末日のいずれか早い日に実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費についての領収書（写し）

2 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助事業の成果が補金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助金の交付対象経費の実支出額の2分の1の額と交付決定した補助金額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、概算払いで交付することができる。

2 補助金の額の決定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(開発結果の発表)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の

実施状況及び開発結果を発表させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表第 1（第 3 条の 2 関係）

事業内容	補助金の額
1 マーケティングに関する調査研究	対象経費の 2 分の 1 以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とし、50 万円を限度とする。
2 外部専門家の招へい	
3 試作	
4 外装デザイン等の開発	
5 宣伝広告	
6 その他市長が認めるもの	

別表第 2

項目	内容
謝 金	指導者、講師及びデザイナーへの謝金
旅 費	研修、調査に要する旅費、指導者及び講師を招へいするための旅費
消 耗 品 費	原材料及び副資材、加工に使用する器具、パッケージ用資材等新商品の開発に必要と認められる費用
印刷製本費	チラシ、パンフレット、包装紙、商品説明等の印刷費
通信運搬費	郵送料、宅配料
広告宣伝費	広告料、折込料
手 数 料	品質検査、栄養成分の分析等手数料
委 託 料	加工、パッケージ・ラベル等のデザイン委託料、マーケティング及びブランディングのための外部委託料
使用料及び賃借料	加工施設使用料、試作に必要な機械器具等のリース費用及び試食会場借上料
機械設備費	商品化のために直接必要となる500千円以下の機器購入費 若しくは加工施設の新設又は改修費 ※汎用性の高い機器購入は除く
産業財産権の出願に係る費用	産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を得るための費用
そ の 他	市長が特に必要と認める経費

様式第1号（第5条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

鹿島市長

様

住所

団体名

代表者の氏名(又は氏名)

鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業を実施したいので、
年度鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します

記

- ・収支予算書（様式1-1）
- ・支出明細書（様式1-2）
- ・組織の規約・定款等（団体・法人の場合添付）
- ・滞納のない証明書
- ・誓約書

様式 1-1 号

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
市補助金		
自己資金		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
事業費		
計		

様式 1-2 号

支 出 明 細 書

(単位：円)

内 容	事 業 費	(資金内訳)		
		市補助金	自己資金	その他
計				

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付で申請のあった鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 年度鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金
- 2 補助金額
- 3 補助金交付予定時期
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から10日以内とする。
 - (5) その他鹿島市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

補助金変更承認申請書

年 月 日

鹿島市長 様

申請者の住所
申請者の団体名
代表者の氏名(又は氏名)

年 月 日付 第 号により補助金交付決定通知のあった鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業については、下記のとおり 金 円の追加（減額）交付決定を受けたい（事業内容を変更したい）ので、鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書
- 3 支出明細書
- 4 その他必要な書類

（注）関係書類は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容と変更後の事業内容を比較できるように記載すること。

様式第4号（第10条関係）

事業実績報告書

年 月 日

鹿島市長 様

申請者の住所
申請者の団体名
代表者の氏名(又は氏名)

年 月 日付 第 号により補助金交付の決定を受けました
鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業の実績について、鹿島市ふるさと納税返礼品開発等
支援事業費補助金要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 支出明細書
- 3 補助対象経費領収書
- 4 その他必要な書類

事業実績書

1 事業実績の概要

テーマ		
	月 日	内 容
事業実施 内容		
事業の 成果・課題		
今後の取組		

2 収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	精算額	予算額	比較増減	備 考
市補助金				
自己資金				
その他				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	精算額	予算額	比較増減	備 考
新たな商品の開発 に取り組む事業				
計				

支 出 明 細 書 (決 算)

(単位：円)

内 容	事 業 費	(資金内訳)		
		市補助金	自己資金	その他
計				

(注) 計画と実績が異なる場合は、計画を () で上段に、実績を下段に記入すること。

様式第5号（第11条関係）

事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付の実績報告書により、 年度鹿島市ふるさと納税返礼品開発等
支援事業費補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助確定額
- 3 補助条件

(1) 鹿島市補助金交付規則及び鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

鹿島市長 様

住 所

団体名

代表者 役職名

氏 名

鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定の通知（交付決定の通知）があった年度鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金について、下記金額を交付されるよう鹿島市補助金交付規則及び鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内 訳	確 定 額 金	円
	(交付決定額)	
	交 付 済 額 金	円
	今 回 請 求 額 金	円
	残 額 金	円

振 込 先

銀行名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（フリガナ）

※債権者（請求者）と口座名義が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。